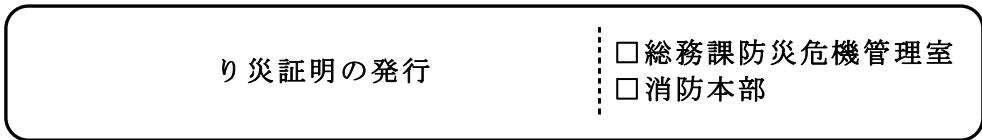


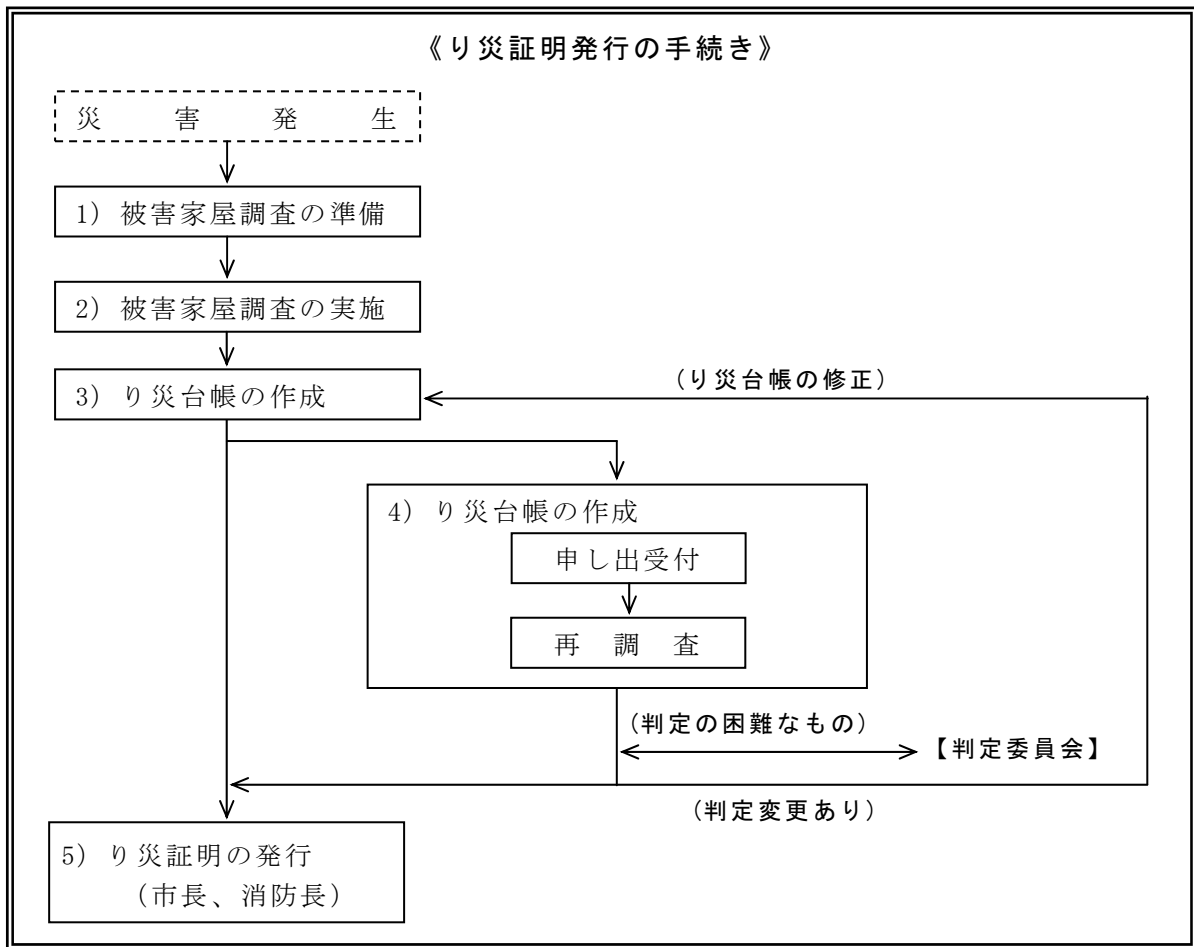
第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 り災証明の発行



【基本方針】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。このため、市は被災者の応急的な救済を迅速に行い、早期の地域の復旧と地域社会の安定に資するために、被災者からの問い合わせや相談に対して真摯に向き合い、り災証明の発行について、公平かつ遅滞なくその対応を行うものとする。



地震・津波災害復旧・復興対策におけるり災証明発行の手続き等は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第1節「り災証明の発行」に準ずる。